第１回徳島県防災ドローン大会レギュレーション

１　大会目的

この大会は、南海トラフ巨大地震を見据え、災害現場で活用が期待されているドローンの操縦技術の向上を図り、本県全体の災害対応力の強化につなげることを目的とする。

２　参加資格

（１）１組３名（操縦者、記録者、監視者）で編成すること。

（２）操縦者は、次のいずれかの条件を満足すること。

①　航空法第 132 条の 42 に規定する「二等無人航空機操縦士」以上の資格を有する者

②　航空法施行規則第 236 条の 84 に規定する「飛行時間」が 10 時間以上の者

（３）競技中は参加者全員が、長袖、長ズボン、室内履き（スリッパ不可)、ヘルメット、保護用ゴーグルを着用すること。

（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

３　ドローン規格等

（１）競技に使用するドローンは、参加者が用意し、次の項目を満足すること。

①　ドローンの重量が、機体重量 100g 以上かつ最大離陸重量３kg 未満であること。

②　障害物検知機能を有すること。

③　カメラを装備していること。

（２）ＦＰＶ（First Person View）の使用は認めない。

（３）自作ドローンの使用は認めない。

４　競技内容（競技エリア図：別紙参照）

（１）競技は、ドローンの電源を入れてスタート台に静止させた状態から、大会係員の号令により開始する。

（２）ドローンと装備カメラを使用し、障害物に隠した５つの「文字」を見つけ出す。

（３）発見した「文字」と「発見位置」を所定の記録用紙に記入する。

（４）５つの「文字」全てを記録用紙に記入した後、ドローンを元のスタート台に帰還させ、着地した時点で競技終了とする。

（５）帰還後、直ちに大会係員へ記録用紙を提出する。

（６）競技開始（大会係員の号令）から５分を過ぎた時点で競技を終了する。

（７）競技は１組ごとに行い、競技順は抽選による。

（８）操縦者及び記録者は、競技中はスタート台後方に設けた指定エリアから出てはいけない。

（９）監視者は、監視エリアにおいて、ドローンの安全な航行に関して操縦者に声掛けを行う。なお、声掛けは無線など機器を使用することはできない。また「文字」など競技に関する情報を伝えてはならない。

５　競技エリア

横 15m×縦 50m

中央部の障害物（高さ約７m、幅約３mネット）通過可能高さ約 2.5m

６　採点方法

採点は、次の①②③の合計点で行う。

① 位置情報　　１か所正解につき、100 点

② 文字の内容　１か所正解につき、100 点

③ 競技時間　　（300－競技開始から終了までに要した秒数）×１点

７　失格等

次のような場合、失格または競技を認めないことがある。

① 本大会への参加において、虚偽の申告を行った場合。

② 本レギュレーションに違反した場合。

③ 他の参加者の迷惑になるような行為及び大会の円滑な運営を妨げるような行為を行った場合、またはその恐れがある場合。

８　免責事項等

（１）主催者は、災害など主催者の責めに帰すべからざる事由により、本大会を変更・中断・中止することがある。これによって生じた損害について主催者は一切の責任を負わない。

（２）本大会への参加により参加者に生じた怪我、病気、死亡、物品の紛失・盗難・破損、その他の損害について、主催者に故意または重大な過失がある場合を除き、主催者は一切の責任を負わない。

（３）参加者間、あるいは参加者と第三者との間で生じたトラブル、クレーム、紛争等について、主催者は一切関与せず、責任を負わない。